「特定下請連携事業関連保証」に係る保証事務取扱い一部改正　新旧対照表

改　正　後	改　正　前
３１　「特定連携事業関連保証」に係る保証事務取扱い	３１　「特定下請連携事業関連保証」に係る保証事務取扱い
受託中小企業振興法（昭和４５年法律第１４５号、以下「法」という。）第１１条第２項から第５項に規定する特定連携事業関連保証に係る取扱いは、本保証事務取扱いによることとする。	下請中小企業振興法（昭和４５年法律第１４５号、以下「法」という。）第１１条第２項から第５項に規定する特定下請連携事業関連保証に係る取扱いは、本保証事務取扱いによることとする。
１　名称 「特定連携事業関連保証」という。	１　名称 「特定下請連携事業関連保証」という。
２　保証対象者 法第８条第１項に規定する特定連携事業計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第２条第１項各号に規定する中小企業者であって、認定特定連携事業計画に従って特定連携事業を実施するもの。	２　保証対象者 法第８条第１項に規定する特定下請連携事業計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第２条第１項各号に規定する中小企業者であって、認定特定下請連携事業計画に従って特定下請連携事業を実施するもの。
３　対象資金 特定連携事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金とする。 なお、保証承諾に当たっては、過去の売上げ等の実績のみによって一律に保証金額を定めるのではなく、当該事業の発展性、返済可能性等を勘案して判断することとする。	３　対象資金 特定下請連携事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金とする。 なお、保証承諾に当たっては、過去の売上げ等の実績のみによって一律に保証金額を定めるのではなく、当該事業の発展性、返済可能性等を勘案して判断することとする。
４　【現行のとおり】	４　【略】
５　保証申込 （１）申込の方法 本保証の申込みに際しては、信用保証委託申込書、認定特定連携事業計画及び必要資料を添付し、申し込むものとする。 （２）保証の表示 特定連携事業関連保証に係る保証申込みであることを明示し申し込むものとする。 信用保証依頼書の保証制度名欄に「特定連携事業関連保証」と表示の上、申し込むものとする。 （３）信用保証書記載事項 制度名欄に「特定連携事」と表示する。 （４）事業法による許認可確認 事業経営上、許認可等が必要とされている場合には許認可等を保証申込人名義により原則として取得していること、又は許認可等の取得が確実である見通しがあることとする。	５　保証申込 （１）申込の方法 本保証の申込みに際しては、信用保証委託申込書、認定特定下請連携事業計画及び必要資料を添付し、申し込むものとする。 （２）保証の表示 特定下請連携事業関連保証に係る保証申込みであることを明示し申し込むものとする。 信用保証依頼書の保証制度名欄に「特定下請連携事業関連保証」と表示の上、申し込むものとする。 （３）信用保証書記載事項 制度名欄に「特定下請連携事」と表示する。 （４）事業法による許認可確認 事業経営上、許認可等が必要とされている場合には許認可等を保証申込人名義により原則として取得していること、又は許認可等の取得が確実である見通しがあることとする。
６～９【現行のとおり】	６～９【略】
附　則 この保証事務取扱いは、令和８年１月１日から施行する。	

【参考】

1　本保証の対象となる中小企業者（法２条第１項、施行令１条）

① 資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が３００人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（②に掲げる業種及び③の表に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

② 資本金の額又は出資の総額が５，０００万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が１００人以下の会社及び個人であって、サービス業（③の表に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

③ 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに次の表に掲げる金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに次の表に掲げる数以下の会社及び個人であって、次の表に掲げる業種に属する事業を主たる事業として営むもの

	業　　種	資本の額又は出資の総額	従業員の数
1	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	３億円	９００人
2	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	３億円	３００人

④ 企業組合

⑤ 協業組合

（注）特定連携事業関連保証の対象となるのは、上記に掲げる中小企業者であって、かつ中小企業信用保険法に掲げる中小企業者であるものに限られる。

2　中小受託事業者（法第２条第５項）

中小企業者のうち、法人にあっては資本金の額若しくは出資の総額が自己より大きい法人又は常時使用する従業員の数が自己より大きい法人若しくは個人から委託を受けて、法第２条第１項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うもの、個人にあっては常時使用する従業員の数が自己より大きい法人又は個人から委託を受けて法同条同項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うものをいう。

3　特定中小受託事業者（法第２条第７項）

中小受託事業者のうち、その行う事業活動についてその相当部分が長期にわたり特定の委託事業者との受託取引に依存して行われている状態として経済産業省令で定めるもの（以下「特定受託取引への依存の状態※」という。）をいう。

なお、特定委託事業者とは、特定中小受託事業者についての当該特定の委託事業者をいう。

※委託事業者一者から支払われる製造委託等代金が、中小受託事業者の総収入金額の２０％以上

（参考）経済産業省令で定める状態

前年事業年度又は前年において次の①に掲げる金額の②に掲げる金額に対する割合が二十パーセント以上の割合である状態をいう。

①　一つの特定委託事業者からの製造委託等代金の総額

②総収入金額から固定資産又は法人税法第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額

4　特定連携事業（法第２条第８項）

二以上の特定中小受託事業者が有機的に連携し、当該特定中小受託事業者のそれぞれの経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。）

【参考】

1　本保証の対象となる中小企業者（法２条第１項、施行令１条）

① 資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が３００人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（②に掲げる業種及び③の表に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

② 資本金の額又は出資の総額が５，０００万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が１００人以下の会社及び個人であって、サービス業（③の表に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

③ 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに次の表に掲げる金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに次の表に掲げる数以下の会社及び個人であって、次の表に掲げる業種に属する事業を主たる事業として営むもの

	業　　種	資本の額又は出資の総額	従業員の数
1	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	３億円	９００人
2	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	３億円	３００人

④ 企業組合

⑤ 協業組合

（注）特定下請連携事業関連保証の対象となるのは、上記に掲げる中小企業者であって、かつ中小企業信用保険法に掲げる中小企業者であるものに限られる。

2　下請事業者（法第２条第４項）

中小企業者のうち、法人にあっては資本金の額若しくは出資の総額が自己より大きい法人又は常時使用する従業員の数が自己より大きい個人から委託を受けて、法第２条第２項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うもの、個人にあっては常時使用する従業員の数が自己より大きい法人又は個人から委託を受けて法同条同項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うものをいう。

3　特定下請事業者（法第２条第５項）

下請事業者のうち、その行う事業活動についてその相当部分が長期にわたり特定の親事業者との下請取引に依存して行われている状態として経済産業省令で定めるもの（以下「特定下請取引への依存の状態※」という。）をいう。

なお、特定親事業者とは、特定下請事業者についての当該特定の親事業者をいう。

※親事業者一者から支払われる下請代金が、下請事業者の総収入金額の２０％以上

（参考）経済産業省令で定める状態

前年事業年度又は前年において次の①に掲げる金額の②に掲げる金額に対する割合が二十パーセント以上の割合である状態をいう。

①　一つの特定親事業者からの下請代金の総額

②総収入金額から固定資産又は法人税法第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額

4　特定下請連携事業（法第２条第６項）

二以上の特定下請事業者が有機的に連携し、当該特定下請事業者のそれぞれの経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。）を

を有効に活用して、新たな製品又は情報成果物の開発又は生産若しくは作成、新たな役務の開発又は提供、製品又は情報成果物の新たな生産若しくは作成又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、特定委託事業者以外の者との受託取引その他の取引を開始し又は拡大し、当該特定中小受託事業者のそれぞれの事業活動において特定受託取引への依存の状態の改善を図る事業をいう。 5　認定特定連携事業計画 主務大臣の認定に係る特定連携事業計画（変更があったときは、その変更後のもの）	有効に活用して、新たな製品又は情報成果物の開発又は生産若しくは作成、新たな役務の開発又は提供、製品又は情報成果物の新たな生産若しくは作成又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、特定親事業者以外の者との下請取引その他の取引を開始し又は拡大し、当該特定下請事業者のそれぞれの事業活動において特定下請取引への依存の状態の改善を図る事業をいう。 5　認定特定下請連携事業計画 主務大臣の認定に係る特定下請連携事業計画（変更があったときは、その変更後のもの）

３１　「特定連携事業関連保証」に係る保証事務取扱い

受託中小企業振興法（昭和４５年法律第１４５号、以下「法」という。）第１１条第２項から第５項に規定する特定連携事業関連保証に係る取扱いは、本保証事務取扱いによることとする。

１　名称

「特定連携事業関連保証」という。

２　保証対象者

法第８条第１項に規定する特定連携事業計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第２条第１項各号に規定する中小企業者であって、認定特定連携事業計画に従って特定連携事業を実施するもの。

３　対象資金

特定連携事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金とする。

なお、保証承諾に当たっては、過去の売上げ等の実績のみによって一律に保証金額を定めるのではなく、当該事業の発展性、返済可能性等を勘案して判断することとする。

４　保証条件

（1）資金の使途

運転資金及び設備資金とする。

（2）保証限度額

６億８，０００万円

普　通　保　証	２億円以内（組合等４億円以内）
無　担　保　保　証	８，０００万円以内
無担保無保証人保証	２，０００万円以内
新事業開拓保証	４億円以内（組合等６億円以内）

中小企業者が組合等の場合は、１０億８，０００万円以内

（注：新事業開拓保証については、新事業開拓保証の一般分及びその他の特例分を含む。）

（3）保証期間

原則として７年（据置期間１年以内を含む）以内

（注：地方公共団体の融資制度により取り扱う場合は、各制度要綱の定めるところによる。）

(4) 担保・保証人

① 物的担保　　８，０００万円超は、原則有担保とする。

② 保 証 人　　原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。

(5) 信用保証料

① 信用保証料率

イ　無担保保険及び普通保険に係る保証の基準料率（責任共有保証料率）

年０．７２％

適用料率は、上記基準料率に、中小企業者の定性要因を加味した料率とする。

なお、会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合は、０．１％を割り引いた料率を適用する。

※責任共有保証料率とは、保証委託の対価として計算される保証料を、貸付金額に対する率で表示したもの。以下同じ。

ロ　特別小口保険に係る保証の基準料率　年０．６２％

適用料率は、上記基準料率に、中小企業者の定性要因を加味した料率とする。

なお、会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合は、０．１％を割り引いた料率を適用する。

ハ　新事業開拓保険（下記ニを除く。）に係る保証の基準料率（責任共有保証料率）

年１．１４％

適用料率は、上記基準料率に、中小企業者の定性要因を加味した料率とする。

なお、担保の提供がある事業者については０．１％、会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合は、さらに０．１％を割り引いた料率を適用する。

ニ　新事業開拓保険に係る保証であって、担保（連帯保証人の保証を除く。）を提供させない保証で、他の新事業開拓保険（特例分を含む。）に係る担保（連帯保証人の保証を除く。）を提供させない保証との合計金額が５千万円以下のものの基準料率（責任共有保証料率）　年０．８５％

適用料率は、上記基準料率に、中小企業者の定性要因を加味した料率とする。

なお、会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合は、０．１％を割り引いた料率を適用する。

② 徴収方法

別に定める信用保証協会の信用保証料徴収規定等による。

(6) 保証形式

証書貸付の個別保証とする。

(7) 返済方法

原則として、均等分割返済とする。

（注：地方公共団体の融資制度により取り扱う場合は、各制度要綱の定めるところ

による。）

5　保証申込

(1) 申込の方法

本保証の申込みに際しては、信用保証委託申込書、認定特定連携事業計画及び必要資料を添付し、申し込むものとする。

(2) 保証の表示

特定連携事業関連保証に係る保証申込みであることを明示し申し込むものとする。

信用保証依頼書の保証制度名欄に「特定連携事業関連保証」と表示の上、申し込むものとする。

(3) 信用保証書記載事項

制度名欄に「特定連携事」と表示する。

(4) 事業法による許認可確認

事業経営上、許認可等が必要とされている場合には許認可等を保証申込人名義により原則として取得していること、又は許認可等の取得が確実である見通しがあることとする。

6　取扱金融機関

債務保証約定書締結金融機関とする。

（注：地方公共団体の融資制度により取り扱う場合は、各制度要綱の定めるところによる。）

7　貸付利率

金融機関所定利率とする。

（注：地方公共団体の融資制度により取り扱う場合は、各制度要綱の定めるところによる。）

8　保証制度による取扱

保証制度として保証取扱いする場合の保証条件、取扱金融機関、貸付利率等は、その保証制度要綱・要領の定めによるものとする。

9　調査・審査

一般保証の調査・審査に準じて取扱うこととするが、保証申込が認定を受けた計画、認定を受けた変更計画と合致していることを確認の上取扱うこととする。

新事業開拓保険に係る保証にあっては、「対象資金」の確認書類として求めた「新事業の開拓に関する計画書」と合致していることを確認することとする。

「新事業」であることの認定については、「新事業開拓保険に係る新事業認定実施要領」によるものとする。

附　　則

この保証事務取扱いは平成２５年１０月３０日に施行し、平成２５年９月２０日から適用する。

附　　則

この保証事務取扱いは、平成２７年４月１日から施行する。

附　　則

この保証事務取扱いは、平成２７年１０月１３日から施行する。

附　　則

この保証事務取扱いは、平成３０年４月１日から施行する。

附　　則

この保証事務取扱いは、令和３年９月１日に施行し、令和３年８月２日から適用する。

附　　則

この保証事務取扱いは、令和４年３月１７日から施行する。

附　　則

この保証事務取扱いは、令和８年１月１日から施行する。

【参考】

1　本保証の対象となる中小企業者（法２条第１項、施行令１条）

① 資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が３００人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（②に掲げる業種及び③の表に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

② 資本金の額又は出資の総額が５，０００万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が１００人以下の会社及び個人であって、サービス業（③の表に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

③ 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに次の表に掲げる金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに次の表に掲げる数以下の会社及び個人であって、次の表に掲げる業種に属する事業を主たる事業として営むもの

	業　　種	資本の額又は出資の総額	従業員の数
1	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	３億円	９００人
2	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	３億円	３００人

④ 企業組合

⑤ 協業組合

（注）特定連携事業関連保証の対象となるのは、上記に掲げる中小企業者であって、かつ中小企業信用保険法に掲げる中小企業者であるものに限られる。

2　中小受託事業者（法第２条第５項）

中小企業者のうち、法人にあっては資本金の額若しくは出資の総額が自己より大きい法人又は常時使用する従業員の数が自己より大きい法人若しくは個人から委託を受けて、法第２条第１項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うもの、個人にあっては常時使用する従業員の数が自己より大きい法人又は個人から委託を受けて法同条同項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うものをいう。

3　特定中小受託事業者（法第２条第７項）

中小受託事業者のうち、その行う事業活動についてその相当部分が長期にわたり特定の委託事業者との受託取引に依存して行われている状態として経済産業省令で定めるもの（以下「特定受託取引への依存の状態※」という。）をいう。

なお、特定委託事業者とは、特定中小受託事業者についての当該特定の委託事業者

をいう。

※委託事業者一者から支払われる製造委託等代金が、中小受託事業者の総収入金額の２０％以上

（参考）経済産業省令で定める状態

前年事業年度又は前年において次の①に掲げる金額の②に掲げる金額に対する割合が二十パーセント以上の割合である状態をいう。

① 一つの特定委託事業者からの製造委託等代金の総額

②総収入金額から固定資産又は法人税法第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額

4　特定連携事業（法第２条第８項）

二以上の特定中小受託事業者が有機的に連携し、当該特定中小受託事業者のそれぞれの経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。）を有効に活用して、新たな製品又は情報成果物の開発又は生産若しくは作成、新たな役務の開発又は提供、製品又は情報成果物の新たな生産若しくは作成又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、特定委託事業者以外の者との受託取引その他の取引を開始し又は拡大し、当該特定中小受託事業者のそれぞれの事業活動において特定受託取引への依存の状態の改善を図る事業をいう。

5　認定特定連携事業計画

主務大臣の認定に係る特定連携事業計画（変更があったときは、その変更後のもの）